

四日市市 告示 第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第44条の3第3項の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

令和8年1月14日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び台数

- ・車種 自動二輪車
- ・車名 カワサキ Ninja
- ・塗色 黒色
- ・形状 スポーツ車
- ・初年度登録 不詳
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放置場所 四日市市海山道一丁目 市道高架下
- ・除去した日時 令和7年12月26日 午前10時00分

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 令和7年12月26日 午前10時30分
- ・保管場所 四日市市末永町 市所有の保管所

4. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL 059-354-8209